

いよいよ本番! あなたも裁判員 今こそ可視化を!



いよいよ裁判員裁判が始まります



でも、裁判員裁判って、どんなもの?
そもそも刑事裁判って、どんなもの?
本当に素人が裁判をすることなんて、できるの?

大丈夫です。法廷で見たこと、聞いたことを、あなたの視点・感覚で語り合えばよいのです。

ただ、そのためには、取調べすべての録画が必要です(取調べの可視化)。これまで、密室でとられた嘘の自白のために、多くの人が誤った有罪判決を受けてきました。間違った裁判を防ぐために、取調べの可視化が実現されなければなりません。

テレビ・ラジオで大活躍中のハイヒール リンゴさんと一緒に、裁判員裁判、そして取調べの可視化について考えてみませんか?



ハイヒール リンゴ



第1部 「裁判員裁判ってどんなん!？」

13:00~13:30 裁判員制度をわかりやすく説明します(高原安三郎弁護士 大阪弁護士会)

第2部 「リンゴさんといっしょ!あなたも裁判員にチャレンジ」

13:30~15:00

第3部 パネルディスカッション

15:15~16:30 「裁判員制度に向けて残された課題～取調べ全面可視化へ」

【パネリスト】

- ・原田 宏二 氏(元北海道警警察官) ・桜井 昌司 氏(布川事件再審請求人)
- ・小坂井 久 弁護士(大阪弁護士会)

【コーディネーター】

森 直也 弁護士(大阪弁護士会)

プログラム



裁判員制度PRマスコット:サイサイ

2009(平成21)年**5月30日(土)**

🕒 時 間: 13時00分~16時50分

📍 場 所: 大阪弁護士会館2階ホール

👤 参加費: **入場無料** 事前申込不要

主催: 日本弁護士連合会 大阪弁護士会
司法NPO~当番弁護士制度を支援する会・大阪

問い合わせ先: 大阪弁護士会 TEL 06-6364-1227



京阪電車「なにわ橋」駅より徒歩約5分
地下鉄・京阪電車「淀屋橋」「北浜」駅より徒歩約10分

パネリストプロフィール

原田 宏二 (はらだ・こうじ) 氏

1937年生まれ。1957年、北海道警察に採用され、1995年釧路方面本部長（警視長）で退職。2004年2月10日、札幌弁護士会館で、道警の裏金問題について「告白」記者会見をひらく。同年3月、道議会総務委員会で証言、その後も「市民の目フォーラム北海道」の代表として、警察の健全化、透明化、民主化に向けて精力的に活動中。

桜井 昌司 (さくらい・しょうじ) 氏

1947年1月生まれ。1967年10月 窃盗容疑で別件逮捕、友人と共に同年8月、茨城県北相馬郡利根町布川で起きた強盗殺人事件の犯人とされ、以後29年間、獄中で過ごす。1996年11月 仮釈放で社会復帰後、第2次再審の実現に向け活動中。第2次再審請求につき、水戸地裁にて再審開始決定が下された。その後、東京高裁も再審決定を下し、現在は、検察側の特別抗告により、最高裁にて審理が継続中である。

裁判員裁判には、 取調べの可視化（全過程の録画）が必要です！

▶ 本年（2009年）5月21日から、いよいよ裁判員制度がスタートします。裁判員裁判では、選ばれた市民の皆さんが、実際に裁判員として刑事裁判に参加し、事実認定と量刑を裁判官と共に評議し、決めることになります。

ところで、刑事裁判においては、これまで、被告人が捜査段階で作成したとされる供述調書が、真に被告人が語ったことが書かれているのか、それとも、捜査官による作文なのかが多く争われてきました（調書の任意性・信用性をめぐる争い）。そして、その争いが裁判の長期化を招く一因ともされてきました。このような調書の任意性・信用性をめぐる争いは、取調べがどのようになされていたのかを事後的に検証できるシステムが存しないことから、プロの裁判官にとっても、非常に判断が難しいとされてきたのです。

この状況は、現在も変わりません。裁判員の皆さんは、プロの裁判官でも難しい調書の任意性・信用性を、事実認定の前提として判断しなければならないのです。

現在捜査機関は、取調べの一部を録画し、その録画物により、調書がどのように作成されたかの立証は十分としています。しかし、取調べの一部分だけを録画していたとしても、それ以外の、録画されていない取調べにおいて違法・不当な取調べがなされている可能性は否定できません。一部録画では、密室で行われている取調べの真実の姿は、何ら明らかとはならないのです。

裁判員制度にとって、取調べ全過程の可視化は、必要不可欠です。